

東電と “Act of God”

誠に不可解な研究発表大会のしめくくりの発言

1. 誠に不可解な締めくくり

二日目のパネルディスカッションで梅津先生からしめくくりで、次のような発言があったことは参加の皆様も聞かれたと思う。(録音したわけではないので一字一句まで正確でないかもしれないが)

- 「東電の問題に目が行き過ぎである。」
- 「(福島で起こったこと) は”Accident”ではなく “Disaster”であり、不可抗力である。」
- 「不可抗力は英語で”Act of God” という。神様の行ったことだから、許される。」
- (もうひとつ付け加えるなら、閉会式の梅津副会長の締めくくりの挨拶で震災関連の発表について言及はあったが、これより数が多かった原発事故関連発表には何らの言及は無かった。)

2. 「東電の問題に目が行き過ぎである。」

①これは一体どういう意図の発言なのだろうか？誠に不可解。何に対して「行き過ぎている。」というのだろうか？発言は自由であるが、梅津先生は学者であるので理論的根拠があつての発言であろうと思う。しかし学者でない筆者にとってはこの発言の意味が理解できなかった。

②今回の特別セッションのテーマは「東日本大震災と経営倫理・社会的責任」というものだが、倫理という点からすると大震災そのことより、福島事故をめぐる問題に圧倒的に倫理的な問題が多いと考えることには誰も異論はないのではと思う。これを「行き過ぎ」という梅津先生のお考えを聞きたいものである。

③更に筆者から言えば、今回の研究発表大会の統一論題自体が震災と原発事故に関わるものとすべきであつたのではとも思う。何故このように原発に「目が行き過ぎ」ないようにしなければならないのだろうか？誠に不可解。

3. 東電と “Act of God”

①梅津先生の云われるように「不可抗力」は英語では “Act of God” と翻訳されていることが多い。「不可抗力」条項は主に商業契約条項に用いられており、フランス語である “Force Majeur” が英文契約書でも “Act of God” と同じ意味で使用されることがある。ある規模の地震・津波という “Disaster” がある予見できない時に発生することは確かに “Act of God” と云えるが、その結果生じる損害がすべて “Act of God” であり、免責されると云えるわけではないこともまた確かである。(「ウィーン売買条約」United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods : CISG 第79条の考え方が参考になる。注¹⁾)

②原発事故と“Act of God”の問題についてはDr. Hannes Alfvén（ノーベル賞受賞のスウェーデンの物理学者）が米国の科学誌「Bulletin of the Atomic Scientists」への1972年の寄稿記事で原子力事故について述べている“**No acts of God can be permitted.**”がよく言及されているようだ。

このように、原発事故と“Act of God”の問題については議論があるに関わらず、「(福島で起こったことは)“**Accident**”ではなく“**Disaster**”であり、不可抗力である。」と断じることはできないのではないかと思う。

③原発事故については“Act of God”である天災が起こる予見可能性とその事象によってどんな被害・損害が生じるのかの予見可能性と結果回避可能性とに関わる問題であろうと思われ、だから、多くの議論が原発事故や東電に関する色々な議論があるのではないかと思う。従い、原因事象が“Act of God”であるから東電は全て免責と受け取れるような言い方をしてしまうと研究発表大会で発表された原発事故や東電関係の発表や議論の意味を無くしてしまうようなことになるのではなかろうか。

以上

注¹

第4節 免責

79条

- (1) 当事者は、自己の義務の不履行が自己の支配を越える障害によって生じたこと及び契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害又はその結果を回避し、又は克服することも自己に合理的に期待することができなかつたことを証明する場合にはその不履行について責任を負わない。